

指定管理者指定議案 説明資料

**平成 29 年 12 月
浜田市議会定例会**

議案第 68 号

若生まなびや館

施設の概要	所在地	浜田市金城町波佐イ 998 番地 5
	使 途	地域間交流・簡易宿泊施設
	建 物 構 造	木造平家建
	敷 地 面 積	965 m ²
	延 床 面 積	宿泊棟 105 m ² 体験準備棟 18 m ² 機械棟 5 m ²
	施 設 内 容	宿泊室、体験準備室、機械室 他
	開 設 年 月	平成 15 年 4 月
	設 置 目 的	自然環境に恵まれた地域の資源を活用して都市との地域間交流を図り、もって地域の活性化に資するため。
現在の管理方法	管 理 方 法	指定管理者制度
	指 定 管 理 者	若生まなびや館管理組合
選定方法等	選 定 方 法	指名
	指 名 の 理 由 (指名の場合)	<p>ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>イ 地域との結びつきが強い施設で、当該地域の町内会等を指名することが合理的である場合</p> <p>ウ 公募に応じる者が無かった場合又は応募者全員が選定基準を満たさなかった場合</p> <p>エ 現在の指定管理者が、当該施設を管理することを目的に設立された法人であり、かつ、モニタリングによる評価が特に高いと認められる場合であって、次期指定管理期間においても、これまでと同等以上の評価が期待できるとき</p> <p>オ その他指定管理者制度推進本部が指名によることが特に必要であると認めた場合</p>
	選 定 理 由	この団体は、当該施設の管理運営を目的に地区住民を中心とした組合員により設立され、平成 18 年度からは指定管理者として施設の管理、各種事業の計画等を適切に行っており、今後も広島をはじめとした都市部との地域間交流の拡大が期待できるため。
指定管理者の候補者	住 所	浜田市金城町波佐イ 998 番地 5
	名 称	若生まなびや館管理組合
	設 立	平成 15 年 4 月 1 日
	基本財産等	465,000 円
	従 業 員 数	会員 20 人
	目 的	若生まなびや館の健全な運営及び地域の福祉と地域産業の発展に資すること。
	指 定 期 間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
	指 定 管 理 料	なし
所 管 課	教育委員会 金城分室	

議案第 69 号

浜田市室内プール

施設の概要	所在地	浜田市黒川町 3735 番地 1
	使 途	スポーツ施設
	建 物 構 造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
	敷 地 面 積	1,531 m ²
	延 床 面 積	957 m ²
	施 設 内 容	1 階 プール (25m×6 コース)、受付、事務室、指導員室、 シャワー室、サウナ、更衣室、機械室 他 2 階 会議室兼控え室
	開 設 年 月	昭和 62 年 6 月
	設 置 目 的	スポーツの振興及び文化の向上を図り、市民の心身の健全な発達に 寄与するため。
	現在の管理 方法	管 理 方 法
指 定 管 理 者		一般社団法人浜田市水泳連盟
選定方法等	選 定 方 法	公募
	選 定 理 由	公募の結果、応募が 1 者あり、候補者の選定について浜田市指定管 理者選定委員会に諮問し答申を受けた。この答申を踏まえ検討した結 果、下記の法人が適当であるとの結論となったため。
指定管理者 の候補者	住 所	浜田市黒川町 4175 番地
	名 称	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団
	設 立	平成 8 年 7 月 1 日
	基 本 財 産 等	75,000,000 円
	従 業 員 数	37 人 (正規職員 12 人、嘱託 8 人、臨時 5 人、パート 12 人)
	目 的	1. 教育・文化及びスポーツ施設等の管理運営事業 2. 教育・文化及びスポーツ振興並びに健康の維持・増進に関する事業 3. 美術等に関する調査・研究及び展覧会並びに創作講座等の開催 4. 音楽・芸能・演劇等舞台芸術及び映像芸術等の鑑賞機会の提供 5. 健康の維持・増進のためのスポーツ教室等の開催 6. 趣味・教養を高めるための文化教室等の開催 他
	指 定 期 間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日
	指 定 管 理 料	なし
所 管 課	教育委員会 生涯学習課	

議案第 70 号

浜田市金城総合運動公園

施設の概要	所在地	浜田市金城町七条イ 982 番地
	使 途	スポーツ施設
	建 物 構 造	鉄筋コンクリート造 2 階建
	敷 地 面 積	52,801 m ²
	延 床 面 積	5,982 m ²
	施 設 内 容	①総合体育館ふれあいジムかなぎ A 競技場 888 m ² 、B 競技場 1,870 m ² 、トレーニング室、会議室、事務室、ロッカー室、シャワー室 ②多目的広場 グラウンド 10,700 m ² 、夜間照明設備 ③多目的コート 砂入人工芝コート、夜間照明設備
	開 設 年 月	①平成 4 年 8 月 ②③昭和 63 年 3 月
設 置 目 的	スポーツを通して市民の健康増進及び連帯意識の高揚を図り、もって市民の福祉の向上に寄与するため。	
現在の管理方法	管 理 方 法	指定管理者制度
	指 定 管 理 者	共同事業体浜田 B & F
選定方法等	選 定 方 法	公募
	選 定 理 由	公募の結果、応募が 1 者あり、候補者の選定について浜田市指定管理者選定委員会に諮問し答申を受けた。この答申を踏まえ検討した結果、下記の団体が適当であるとの結論となったため。
指定管理者の候補者	住 所	浜田市港町 299 番地 17
	名 称	共同事業体浜田 B & F 【代表者】 浜田市港町 299 番地 17 浜田ビルメンテナンス株式会社 【構成員】 浜田市長沢町 701 番地 39 特定非営利活動法人浜田フットサルクラブ
	設 立	平成 29 年 6 月 30 日
	基本財産等	10,000,000 円
	従 業 員 数	145 人
	目 的	スポーツ環境の整備、スポーツ意識の高揚、スポーツを通じた住民相互のコミュニケーション増進
	指 定期 間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日
	指 定 管 理 料	91,000,000 円 (5 年間)
	所 管 課	教育委員会 生涯学習課

議案第 71 号

浜田市今福スポーツ広場施設

施設の概要	所在地	浜田市金城町今福 1469 番地 2
	使 途	スポーツ施設
	建 物 構 造	木造平家建
	敷 地 面 積	48,155 m ²
	延 床 面 積	179 m ²
	施 設 内 容	①野球場 センター100m 両翼 85m ②ゲートボール場 1,560 m ² コート 2 面 ③グラウンドゴルフ場 1 16 ホール (日本グラウンド・ゴルフ協会未公認コース) ④グラウンドゴルフ場 2 8 ホール×2 コース (日本グラウンド・ゴルフ協会認定コース) ⑤管理棟、⑥更衣室・器具庫、⑦休憩所、⑧東屋
	開 設 年 月	昭和 62 年 3 月
	設 置 目 的	スポーツを通して市民の健康増進及び連帯意識の高揚を図り、もって市民の福祉の向上に寄与するため。
現在の管理方法	管 理 方 法	指定管理者制度
	指 定 管 理 者	共同事業体浜田 B & F
選定方法等	選 定 方 法	公募
	選 定 理 由	公募の結果、応募が 1 者あり、候補者の選定について浜田市指定管理者選定委員会に諮問し答申を受けた。この答申を踏まえ検討した結果、下記の団体が適当であるとの結論となったため。
指定管理者の候補者	住 所	浜田市港町 299 番地 17
	名 称	共同事業体浜田 B & F 【代表者】 浜田市港町 299 番地 17 浜田ビルメンテナンス株式会社 【構成員】 浜田市長沢町 701 番地 39 特定非営利活動法人浜田フットサルクラブ
	設 立	平成 29 年 6 月 30 日
	基本財産等	10,000,000 円
	従 業 員 数	145 人
	目 的	スポーツ環境の整備、スポーツ意識の高揚、スポーツを通じた住民相互のコミュニケーション増進
	指 定期 間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日
	指 定 管 理 料	11,250,000 円 (5 年間)
	所 管 課	教育委員会 生涯学習課

議案第 72 号

浜田市三隅 B & G 海洋センター

施設の概要	所在地	浜田市三隅町西河内 1240 番地 1
	使 途	スポーツ施設
	建 物 構 造	鉄筋コンクリート造平家建
	敷 地 面 積	3,005 m ²
	延 床 面 積	1,302 m ²
	施 設 内 容	体育館、艇庫、更衣室、シャワー室、器具庫、機械室、会議室、事務室
	開 設 年 月	昭和 57 年 3 月
	設 置 目 的	海洋性スポーツ・レクリエーション等の振興を図り、もって市民の心身の健全な発展に寄与するため。
現在の管理方法	管 理 方 法	指定管理者制度
	指 定 管 理 者	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団
選定方法等	選 定 方 法	指名
	指 名 の 理 由 (指名の場合)	<input checked="" type="checkbox"/> 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合 イ 地域との結びつきが強い施設で、当該地域の町内会等を指名することが合理的である場合 ウ 公募に応じる者が無かった場合又は応募者全員が選定基準を満たさなかった場合 エ 現在の指定管理者が、当該施設を管理することを目的に設立された法人であり、かつ、モニタリングによる評価が特に高いと認められる場合であって、次期指定管理期間においても、これまでと同等以上の評価が期待できるとき オ その他指定管理者制度推進本部が指名によることが特に必要であると認めた場合
	選 定 理 由	この法人は、市と公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団との契約要件である専門的資格を有しており、平成 22 年度の指定管理者制度導入時から指定管理者として適切に管理運営を行っているため。
指定管理者の候補者	住 所	浜田市黒川町 4175 番地
	名 称	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団
	設 立	平成 8 年 7 月 1 日
	基 本 財 産 等	75,000,000 円
	従 業 員 数	37 人 (正規職員 12 人、嘱託 8 人、臨時 5 人、パート 12 人)
	目 的	1. 教育・文化及びスポーツ施設等の管理運営事業 2. 教育・文化及びスポーツ振興並びに健康の維持・増進に関する事業 3. 美術等に関する調査・研究及び展覧会並びに創作講座等の開催 4. 音楽・芸能・演劇等舞台芸術及び映像芸術等の鑑賞機会の提供 5. 健康の維持・増進のためのスポーツ教室等の開催 6. 趣味・教養を高めるための文化教室等の開催 他
	指 定 期 間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
	指 定 管 理 料	18,088,000 円 (2 年間)
所 管 課	教育委員会 生涯学習課	

議案第 73 号

浜田市三隅中央公園及び田の浦公園運動施設

(1)三隅中央公園

施設の概要	所在地	①野球場 浜田市三隅町古市場 532 番地 ②テニスコート 浜田市三隅町古市場 611 番地 ③陸上競技場 浜田市三隅町古市場 595 番地 ④多目的広場 浜田市三隅町古市場 524 番地 ⑤屋内プール・多目的運動場 浜田市三隅町古市場 2003 番地
	使 途	スポーツ施設、レクリエーション施設
	建 物 構 造	③⑤鉄筋コンクリート造
	敷 地 面 積	①13,396 m ² ②3,500 m ² ③18,700 m ² ④12,000 m ² ⑤2,905 m ²
	延 床 面 積	③184 m ² ⑤2,957 m ²
	施 設 内 容	①野球場 中堅 110m、両翼 87m、夜間照明設備 ②テニスコート 砂入人工芝テニスコート 4.5 面 ③陸上競技場 400mトラック 8 コース、放送室、小会議室、倉庫、 医務室、本部室、器具庫 他 ④多目的広場 約 9,000 m ² ⑤屋内プール:一般用 25m×6 コース、幼児用 4m×10m、ジャグジ ープール、更衣室、シャワー室 他 多目的運動場:540 m ² (18m×30m)、更衣室、シャワー室、準備室、 器具庫 事務室、医務室、トレーニングルーム 他
	開 設 年 月	①～④昭和 59 年 3 月 ⑤平成 9 年 6 月
	設 置 目 的	スポーツの振興及び文化の向上を図り、市民の心身の健全な発達に 寄与するため。

(2)田の浦公園

施設の概要	所在地	①青少年研修広場ソフトボール場 浜田市三隅町西河内 1238 番地 ②バースハウス 浜田市三隅町西河内 1284 番地 ③オートキャンプ場 浜田市三隅町西河内 1315 番地
	使 途	スポーツ施設、レクリエーション施設
	建 物 構 造	②鉄筋コンクリート造
	敷 地 面 積	①8,500 m ² ②213 m ² ③6,750 m ²
	延 床 面 積	②190 m ²
	施 設 内 容	①青少年研修広場ソフトボール場 1 面 ②バースハウス 2 棟、シャワー室、更衣室 ③オートキャンプ場 16 区画芝生サイト、炊事棟、トイレ棟、シャ ワー棟
	開 設 年 月	①平成元年 3 月 ②平成 7 年 3 月 ③平成 14 年 5 月
	設 置 目 的	スポーツの振興及び文化の向上を図り、市民の心身の健全な発達に 寄与するため。

現在の管理方法	管 理 方 法	指定管理者制度
	指 定 管 理 者	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団
選定方法等	選 定 方 法	指名
	指 名 の 理 由 (指名の場合)	<input checked="" type="checkbox"/> 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合 イ 地域との結びつきが強い施設で、当該地域の町内会等を指名することが合理的である場合 ウ 公募に応じる者が無かった場合又は応募者全員が選定基準を満たさなかった場合 エ 現在の指定管理者が、当該施設を管理することを目的に設立された法人であり、かつ、モニタリングによる評価が特に高いと認められる場合であって、次期指定管理期間においても、これまでと同等以上の評価が期待できるとき オ その他指定管理者制度推進本部が指名によることが特に必要であると認めた場合
	選 定 理 由	この法人は、指定管理者制度に移行した平成 18 年度から指定管理者として管理運営を行っており、管理運営のノウハウを蓄積、熟知して適正に管理しているため。
指定管理者の候補者	住 所	浜田市黒川町 4175 番地
	名 称	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団
	設 立	平成 8 年 7 月 1 日
	基本財産等	75,000,000 円
	従 業 員 数	37 人 (正規職員 12 人、嘱託 8 人、臨時 5 人、パート 12 人)
	目 的	1. 教育・文化及びスポーツ施設等の管理運営事業 2. 教育・文化及びスポーツ振興並びに健康の維持・増進に関する事業 3. 美術等に関する調査・研究及び展覧会並びに創作講座等の開催 4. 音楽・芸能・演劇等舞台芸術及び映像芸術等の鑑賞機会の提供 5. 健康の維持・増進のためのスポーツ教室等の開催 6. 趣味・教養を高めるための文化教室等の開催 他
	指 定期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
指 定 管 理 料	93,226,000 円 (2 年間)	
所 管 課	教育委員会 生涯学習課	

議案第 74 号

浜田市岡見スポーツセンター

施設の概要	所在地	浜田市三隅町岡見 4603 番地
	使 途	スポーツ施設
	建 物 構 造	鉄骨造平家建
	敷 地 面 積	2,170 m ²
	延 床 面 積	929 m ²
	施 設 内 容	玄関ホール、アリーナ446m ² 、会議室、和室、ミーティングラウンジ、湯沸室、更衣室、器具庫
	開 設 年 月	平成 8 年 4 月
	設 置 目 的	スポーツを通じた健康づくりを促進するとともに、市民の交流を図ることにより、健全な心身の育成に寄与するため。
現在の管理方法	管 理 方 法	指定管理者制度
	指 定 管 理 者	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団
選定方法等	選 定 方 法	指名
	指 名 の 理 由 (指名の場合)	<p>ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合</p> <p>イ 地域との結びつきが強い施設で、当該地域の町内会等を指名することが合理的である場合</p> <p>ウ 公募に応じる者が無かった場合又は応募者全員が選定基準を満たさなかった場合</p> <p>エ 現在の指定管理者が、当該施設を管理することを目的に設立された法人であり、かつ、モニタリングによる評価が特に高いと認められる場合であって、次期指定管理期間においても、これまでと同等以上の評価が期待できるとき</p> <p>オ その他指定管理者制度推進本部が指名によることが特に必要であると認めた場合</p>
	選 定 理 由	この法人は、指定管理者制度に移行した平成 18 年度から指定管理者として管理運営を行っており、管理運営のノウハウを蓄積、熟知して適正に管理しているため。
指定管理者の候補者	住 所	浜田市黒川町 4175 番地
	名 称	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団
	設 立	平成 8 年 7 月 1 日
	基 本 財 産 等	75,000,000 円
	従 業 員 数	37 人（正規職員 12 人、嘱託 8 人、臨時 5 人、パート 12 人）
	目 的	<p>1. 教育・文化及びスポーツ施設等の管理運営事業</p> <p>2. 教育・文化及びスポーツ振興並びに健康の維持・増進に関する事業</p> <p>3. 美術等に関する調査・研究及び展覧会並びに創作講座等の開催</p> <p>4. 音楽・芸能・演劇等舞台芸術及び映像芸術等の鑑賞機会の提供</p> <p>5. 健康の維持・増進のためのスポーツ教室等の開催</p> <p>6. 趣味・教養を高めるための文化教室等の開催 他</p>
	指 定 期 間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
	指 定 管 理 料	1,914,000 円（2 年間）
所 管 課	教育委員会 生涯学習課	

議案第 75 号

ラ・ペアーレ浜田

施設の概要	所在地	浜田市浅井町 64 番地 14
	使 途	スポーツ施設、文化施設
	建 物 構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建
	敷 地 面 積	2,970 m ²
	延 床 面 積	1,831 m ²
	施 設 内 容	1 階 ロビー、事務室、健康相談室、機械室 2 階 温水プール (15m×5 コース)、多目的ルーム、トレーニングルーム、更衣室、シャワー室 3 階 教養室 1～3、和室
	開 設 年 月	平成 7 年 12 月
	設 置 目 的	市民の健康づくり及び生きがいをづくりを支援し、もって市民の福祉の向上に資するため。
	現在の管理方法	管 理 方 法
指 定 管 理 者		共同事業体北陽ビル管理・シンコースポーツグループ
選定方法等	選 定 方 法	公募
	選 定 理 由	公募の結果、応募が 2 者あり、候補者の選定について浜田市指定管理者選定委員会に諮問し答申を受けた。この答申を踏まえ検討した結果、下記の法人が適当であるとの結論となったため。
指定管理者の候補者	住 所	広島県広島市東区東蟹屋町 5 番 5 号
	名 称	シンコースポーツ中国株式会社
	設 立	平成 28 年 4 月 1 日
	基本財産等	10,000,000 円
	従 業 員 数	0 人 (シンコースポーツ株式会社から平成 30 年 4 月転籍予定)
	目 的	1. スポーツ施設の運営管理 2. スポーツ施設に関するコンサルティング業務 3. スポーツイベント等の企画、設計、管理 4. 健康体力作り等スポーツに関する指導業務 5. スポーツに関する講習会の開催 6. スポーツ用品の販売 7. 建物総合管理及び警備業務の請負 他
	指 定 期 間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日
	指 定 管 理 料	34,220,000 円 (5 年間)
所 管 課	健康福祉部 地域福祉課	

議案第 76 号

浜田市火葬場及び浜田市弥栄火葬場

施設の概要	所在地	①浜田市火葬場 浜田市港町 30 番地 1 ②浜田市弥栄火葬場 浜田市弥栄町木都賀イ 2497 番地 1
	使 途	火葬場
	建 物 構 造	①鉄筋コンクリート造平家建 ②鉄筋コンクリート造 2 階建
	敷 地 面 積	①13,863 m ² ②1,762 m ²
	延 床 面 積	①620 m ² ②232 m ²
	施 設 内 容	①告別室、炉前ホール、収骨室、霊安室、炉室（火葬炉 3 基）、待合ホール、和室 2 室、事務室、機械室 他 ②炉前ホール、炉室（火葬炉 1 基）、事務室、待合ホール、和室、機械室 他
	開 設 年 月	①昭和 60 年 4 月 ②平成 8 年 2 月
	設 置 目 的	墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 2 条第 7 項に規定する火葬場として、火葬を行うため。
現在の管理方法	管 理 方 法	指定管理者制度
	指 定 管 理 者	有限会社ライフサポート
選定方法等	選 定 方 法	指名
	指 名 の 理 由 (指名の場合)	ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合 イ 地域との結びつきが強い施設で、当該地域の町内会等を指名することが合理的である場合 ウ 公募に応じる者が無かった場合又は応募者全員が選定基準を満たさなかった場合 エ 現在の指定管理者が、当該施設を管理することを目的に設立された法人であり、かつ、モニタリングによる評価が特に高いと認められる場合であって、次期指定管理期間においても、これまでと同等以上の評価が期待できるとき オ その他指定管理者制度推進本部が指名によることが特に必要であると認めた場合
	選 定 理 由	この法人は、火葬業務に必要となる専門的かつ特別な技術を有しており、また、平成 10 年度から浜田市火葬場の火葬業務を受託し、平成 18 年度からは浜田市火葬場を、平成 21 年度からは弥栄火葬場を指定管理者として適切に管理運営しているため。
指定管理者の候補者	住 所	浜田市長浜町 1482 番地
	名 称	有限会社ライフサポート
	設 立	平成 10 年 3 月 10 日
	基 本 財 産 等	3,000,000 円
	従 業 員 数	5 人
	目 的	1. 火葬業務受託 2. 事務所の管理、警備受託業務 3. 葬祭に関わる物品販売及び斡旋 4. 損害保険代理業務 5. 生命保険の募集に関する業務 6. 上記 1～5 に附帯関連する一切の事業
	指 定 期 間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日
	指 定 管 理 料	130,550,000 円（5 年間）
所 管 課	市民生活部 環境課	

議案第 77 号

浜田市旭火葬場

施設の概要	所在地	浜田市旭町今市 492 番地 1
	使 途	火葬場
	建 物 構 造	火葬棟 鉄筋コンクリート造平家建 待合所 木造平家建
	敷 地 面 積	1,150 m ²
	延 床 面 積	155 m ²
	施 設 内 容	炉前ホール、炉室（火葬炉 1 基）、待合室、和室 2 室 他
	開 設 年 月	昭和 47 年 4 月
	設 置 目 的	墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 2 条第 7 項に規定する火葬場として、火葬を行うため。
現在の管理方法	管 理 方 法	指定管理者制度
	指 定 管 理 者	有限会社旭運送
選定方法等	選 定 方 法	指名
	指 名 の 理 由 (指名の場合)	<p>ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合</p> <p>イ 地域との結びつきが強い施設で、当該地域の町内会等を指名することが合理的である場合</p> <p>ウ 公募に応じる者が無かった場合又は応募者全員が選定基準を満たさなかった場合</p> <p>エ 現在の指定管理者が、当該施設を管理することを目的に設立された法人であり、かつ、モニタリングによる評価が特に高いと認められる場合であって、次期指定管理期間においても、これまでと同等以上の評価が期待できるとき</p> <p>オ その他指定管理者制度推進本部が指名によることが特に必要であると認めた場合</p>
	選 定 理 由	この法人は、火葬業務に必要となる専門的かつ特別な技術を有しており、平成 17 年度から当該施設の火葬業務を受託し、平成 18 年度からは指定管理者として適切に管理運営している。また、市が譲渡した霊柩車の運行と合わせた運営により、市民サービスの維持が期待できるため。
指定管理者の候補者	住 所	浜田市旭町市木 3552 番地
	名 称	有限会社旭運送
	設 立	平成 4 年 12 月 9 日
	基本財産等	3,000,000 円
	従 業 員 数	7 人
	目 的	<p>1. 一般貨物自動車運送事業</p> <p>2. 自動車利用運送事業</p> <p>3. 貨物運送取次事業</p> <p>4. 建築資材の販売</p> <p>5. 木炭の販売</p> <p>6. 上記 1～5 に附帯する一切の事業</p>
	指 定 期 間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日
	指 定 管 理 料	19,590,000 円（5 年間）
所 管 課	市民生活部 環境課	

議案第 78 号

浜田市三隅火葬場

施設の概要	所在地	浜田市三隅町西河内 1956 番地
	使 途	火葬場
	建 物 構 造	鉄筋コンクリート造平家建
	敷 地 面 積	5,435 m ²
	延 床 面 積	496 m ²
	施 設 内 容	炉前ホール、収骨室、炉室（火葬炉 2 基）、事務室、待合ロビー、和室 2 室 他
	開 設 年 月	平成 9 年 4 月
	設 置 目 的	墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 2 条第 7 項に規定する火葬場として、火葬を行うため。
現在の管理方法	管 理 方 法	指定管理者制度
	指 定 管 理 者	合資会社三隅霊奉苑
選定方法等	選 定 方 法	指名
	指 名 の 理 由 (指名の場合)	<p>ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合</p> <p>イ 地域との結びつきが強い施設で、当該地域の町内会等を指名することが合理的である場合</p> <p>ウ 公募に応じる者が無かった場合又は応募者全員が選定基準を満たさなかった場合</p> <p>エ 現在の指定管理者が、当該施設を管理することを目的に設立された法人であり、かつ、モニタリングによる評価が特に高いと認められる場合であって、次期指定管理期間においても、これまでと同等以上の評価が期待できるとき</p> <p>オ その他指定管理者制度推進本部が指名によることが特に必要であると認めた場合</p>
	選 定 理 由	この法人は、火葬業務に必要となる専門的かつ特別な技術を有しており、また、平成 18 年度からは当該施設を指定管理者として適切に管理運営しているため。
指定管理者の候補者	住 所	浜田市三隅町向野田 458 番地
	名 称	合資会社三隅霊奉苑
	設 立	平成 18 年 1 月 5 日
	基本財産等	200,000 円
	従 業 員 数	3 人
	目 的	<p>1. 火葬業務受託</p> <p>2. 事業所の管理、警備受託業務</p> <p>3. 葬祭に関わる物品販売及び斡旋</p> <p>4. 霊園の造成企画及び受託販売</p> <p>5. 法要、追悼会及び慰霊祭の請負</p> <p>6. 上記 1～5 に付帯関連する一切の事業</p>
	指 定 期 間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日
	指 定 管 理 料	46,555,000 円（5 年間）
所 管 課	市民生活部 環境課	

議案第 79 号

浜田市都川交流促進施設

施設の概要	所在地	浜田市旭町都川 920 番地
	使 途	簡易宿泊施設、交流活動施設
	建 物 構 造	木造平家建
	敷 地 面 積	2,896 m ²
	延 床 面 積	102 m ² (タイプⅠ 57 m ² 、タイプⅡ 45 m ²)
	施 設 内 容	簡易宿泊施設 (2 棟)、多目的広場
	開 設 年 月	平成 8 年 7 月
	設 置 目 的	市民の交流活動及び休養、健康増進を図るため。
現在の管理方法	管 理 方 法	指定管理者制度
	指 定 管 理 者	都川自治会
選定方法等	選 定 方 法	指名
	指 名 の 理 由 (指名の場合)	<p>ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>イ 地域との結びつきが強い施設で、当該地域の町内会等を指名することが合理的である場合</p> <p>ウ 公募に応じる者が無かった場合又は応募者全員が選定基準を満たさなかった場合</p> <p>エ 現在の指定管理者が、当該施設を管理することを目的に設立された法人であり、かつ、モニタリングによる評価が特に高いと認められる場合であって、次期指定管理期間においても、これまでと同等以上の評価が期待できるとき</p> <p>オ その他指定管理者制度推進本部が指名によることが特に必要であると認めた場合</p>
	選 定 理 由	自治会組織の持つ能力を活用し、地域住民等に対するサービスを向上させ、地域活性化の一層の増進を図ることが可能と判断したため。
指定管理者の候補者	住 所	浜田市旭町都川 884 番地
	名 称	都川自治会
	設 立	昭和 42 年 4 月 24 日
	基本財産等	—
	従 業 員 数	会員 129 人
	目 的	都川地区の自治に関する業務遂行にあたり、地域住民の文化的、社会的地位の向上、福祉の増進及び相互の親睦を図り、もって郷土の振興発展に寄与すること。
	指 定 期 間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日
	指 定 管 理 料	なし
所 管 課	旭支所 産業建設課	

議案第 80 号

浜田市天狗石農村公園

施設の概要	所在地	浜田市旭町市木 2560 番地 1
	使 途	農村公園、農村交流研修施設
	建 物 構 造	鉄骨平家建
	敷 地 面 積	4,313 m ²
	延 床 面 積	361 m ²
	施 設 内 容	天狗石農村公園 (遊具、多目的運動場) 天狗石農村交流研修センター (介護予防拠点入浴施設、展示室、交流室 他)
	開 設 年 月	平成 11 年 4 月
	設 置 目 的	地域市民の保養と健康の増進、都市住民との交流ふれあいの推進を図り、地域の活性化、環境美化及び産業の振興に資するため。
	現在の管理方法	管 理 方 法
指 定 管 理 者		市木自治会
選定方法等	選 定 方 法	指名
	指 名 の 理 由 (指名の場合)	ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合 イ 地域との結びつきが強い施設で、当該地域の町内会等を指名することが合理的である場合 ウ 公募に応じる者が無かった場合又は応募者全員が選定基準を満たさなかった場合 エ 現在の指定管理者が、当該施設を管理することを目的に設立された法人であり、かつ、モニタリングによる評価が特に高いと認められる場合であって、次期指定管理期間においても、これまでと同等以上の評価が期待できるとき オ その他指定管理者制度推進本部が指名によることが特に必要であると認めた場合
	選 定 理 由	自治会組織の持つ能力を活用し、地域住民等に対するサービスを向上させ、地域活性化の一層の増進を図ることが可能と判断したため。
指定管理者の候補者	住 所	浜田市旭町市木 2919 番地 2
	名 称	市木自治会
	設 立	昭和 43 年 1 月 7 日
	基本財産等	—
	従 業 員 数	会員 124 人
	目 的	市木地区の自治に関する業務遂行にあたり、地域住民の文化的、社会的地位の向上、福祉の増進及び相互の親睦を図り、郷土の振興発展に寄与すること。
	指 定 期 間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
	指 定 管 理 料	1,050,000 円 (3 年間)
所 管 課	旭支所 産業建設課	

議案第 81 号

浜田市農産物集出荷貯蔵施設

施設の概要	所在地	浜田市弥栄町長安本郷 524 番 1
	使 途	葉物野菜等農産物の集出荷貯蔵施設
	建 物 構 造	木造平家建
	敷 地 面 積	824 m ²
	延 床 面 積	108 m ²
	施 設 内 容	農産物集出荷貯蔵施設、予冷库 1 台、野菜類袋詰機 2 台
	開 設 年 月	平成 16 年 7 月
	設 置 目 的	葉物野菜を中心とした農産物の集出荷及び貯蔵の施設を利用することにより農業生産の拡大を図り、活力ある農業農村づくりに資するため。
現在の管理方法	管 理 方 法	指定管理者制度
	指 定 管 理 者	弥栄村施設野菜組合
選定方法等	選 定 方 法	指名
	指 名 の 理 由 (指名の場合)	<p>ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 地域との結びつきが強い施設で、当該地域の町内会等を指名することが合理的である場合</p> <p>ウ 公募に応じる者が無かった場合又は応募者全員が選定基準を満たさなかった場合</p> <p>エ 現在の指定管理者が、当該施設を管理することを目的に設立された法人であり、かつ、モニタリングによる評価が特に高いと認められる場合であって、次期指定管理期間においても、これまでと同等以上の評価が期待できるとき</p> <p>オ その他指定管理者制度推進本部が指名によることが特に必要であると認めた場合</p>
	選 定 理 由	この団体は、当該施設の管理を開設時から受託し、平成 17 年度からは指定管理者として適切に管理運営しており、また、地域との結びつきの強い 3 組織で構成され、きめの細かい効率的な管理運営を実施することで、住民サービスの充実と向上が期待できるため。
指定管理者の候補者	住 所	浜田市弥栄町稲代 95 番地 5
	名 称	弥栄村施設野菜組合
	設 立	平成 15 年 2 月 14 日
	基本財産等	0 円
	従 業 員 数	8 人
	目 的	園芸施設の有効利用により農業経営体の経営確立を図り、農業経営の近代化に資すること。
	指 定 期 間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日
	指 定 管 理 料	なし
所 管 課	弥栄支所 産業建設課	

議案第 82 号

浜田市地域資源循環活用施設

施設の概要	所在地	浜田市弥栄町大坪 615 番の 1
	使 途	堆肥生産施設
	建 物 構 造	木造平家建
	敷 地 面 積	97,945 m ²
	延 床 面 積	279 m ²
	施 設 内 容	地域資源循環施設、畜糞発酵装置 1 台、袋詰機 1 台、マニアスプレッダ 1 台
	開 設 年 月	平成 16 年 3 月
	設 置 目 的	肉用牛農家、木材加工施設等から排出される有用な資源を有効に活用し、良質な堆肥の生産を通じた有機肥料の安定供給を図り、農産物の生産拡大に資するため。
現在の管理方法	管 理 方 法	指定管理者制度
	指 定 管 理 者	島根県農業協同組合 いわみ中央地区本部
選定方法等	選 定 方 法	指名
	指 名 の 理 由 (指名の場合)	<p>ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合</p> <p>イ 地域との結びつきが強い施設で、当該地域の町内会等を指名することが合理的である場合</p> <p>ウ 公募に応じる者が無かった場合又は応募者全員が選定基準を満たさなかった場合</p> <p>エ 現在の指定管理者が、当該施設を管理することを目的に設立された法人であり、かつ、モニタリングによる評価が特に高いと認められる場合であって、次期指定管理期間においても、これまでと同等以上の評価が期待できるとき</p> <p>オ その他指定管理者制度推進本部が指名によることが特に必要であると認めた場合</p>
	選 定 理 由	この団体は、良質な堆肥の生産に必要な専門的かつ高度な技術を有しており、当該施設の管理を開設時から受託し、平成 17 年度からは指定管理者として適切に管理運営している。また、隣接する浜田市弥栄町肉用牛改良流通センターの業務を受託しており、一体的かつ効率的な管理運営が期待できるため。
指定管理者の候補者	住 所	浜田市黒川町 3741 番地
	名 称	島根県農業協同組合 いわみ中央地区本部
	設 立	平成 27 年 3 月 1 日
	基本財産等	1,595,768,000 円
	従 業 員 数	259 人
	目 的	地域の農業生産の振興を旨として、組合員の相互扶助の精神に基づき、協同して組合員の事業及び生活のために必要な事業を行い、もってその経済状態を改善し、かつ、社会的地位の向上を図ること。
	指 定 期 間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日
	指 定 管 理 料	なし
所 管 課	弥栄支所 産業建設課	

議案第 83 号

浜田市国民宿舎千畳苑

施設の概要	所在地	浜田市下府町 2164 番地 85
	使 途	宿泊・入浴・休養施設
	建 物 構 造	鉄筋コンクリート造 4 階建
	敷 地 面 積	14,357 m ²
	延 床 面 積	3,788 m ²
	施 設 内 容	<p>宿泊施設収容人員 120 人</p> <p>1 階 玄関ホール、ロビー、事務室、宿直室、食堂、厨房、売店、会議室 他</p> <p>2 階 大広間 (81 畳)、中広間 (35 畳)、客室 (和室 10)、広間 (18 畳) 他</p> <p>3 階 客室 (和室 18・洋室 2)、特別室、湯沸室 他</p> <p>4 階 浴室、家族風呂、展望ロビー、洗濯室、自販機コーナー 他</p> <p>PH EV 機械室</p>
	開 設 年 月	平成 10 年 12 月
	設 置 目 的	国民の保養及び健康の増進を図り、併せて観光事業の発展に寄与するため。
現在の管理方法	管 理 方 法	指定管理者制度
	指 定 管 理 者	Fun Space 株式会社
選定方法等	選 定 方 法	公募
	選 定 理 由	公募の結果、応募が 3 者あり、候補者の選定について浜田市指定管理者選定委員会に諮問し答申を受けた。この答申を踏まえ検討した結果、下記の法人が適当であるとの結論となったため。
指定管理者の候補者	住 所	兵庫県洲本市海岸通一丁目 3 番 11 号
	名 称	株式会社かいげつ
	設 立	平成 20 年 7 月 1 日
	基本財産等	0 円 (親会社からの全額出資)
	従 業 員 数	196 人
	目 的	<p>1. 旅館、ホテル、その他宿泊施設の経営</p> <p>2. 飲食店業</p> <p>3. 清涼飲料水、酒類の販売</p> <p>4. 土産品の販売</p> <p>5. 地方自治法第 244 条の 2 に基づく公の施設の指定管理業</p> <p>6. 上記 1～5 に附帯する一切の業務</p>
	指 定 期 間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 35 年 3 月 31 日
	指 定 管 理 料	なし
	納 付 金	108,000,000 円 (5 年間) + 毎年度最終利益の 50%
	所 管 課	産業経済部 観光交流課